

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 9月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主タービン蒸気配管〔クロスアラウンド配管〕検査記録において、誤記が認められたため、訂正及び対応検討	C	
2	2号機	工具センターの計測器等の校正において、直流電圧／電流発生器（3台）・デジタル温湿度計（1台）に精度不良が認められたため、対応検討	D	
3	2号機	主復水器（B）導電率記録計及び主復水器（C）導電率記録計の時刻印字（記録用紙へ12時間毎に時刻を印字する機能）にずれ（12時間程度）が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	
4	3号機	残留熱除去系原子炉注入開閉テスト可能型逆止弁（B）の外観点検時、駆動制御空気減圧弁用圧力計のオーバースケールが認められたため、当該圧力計を交換	D	
5	3号機	原子炉保護（A）系電源切替復旧作業において、通常発生する残留熱除去系注入弁（B）の隔離信号のリセット遅れにより、同系注入弁が「閉」となったため、同系ポンプ（D）を手動停止させた。残留熱除去（B）系を復旧及び対応検討	B	
6	3号機	循環水ポンプ（B）電動駆動出口弁のモーターコントロールセンタ電源遮断器において、電源「切」の動作不良（遮断器のハンドルが回らない）が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
7	3号機	原子炉建屋換気空調系給気処理装置の基礎部表面モルタルにひび割れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	4号機	中央制御室プロセス計算機プリンタ防音カバー上蓋蝶番に破損が認められたため、当該部を交換	D	
9	5号機	廃棄物処理系中央制御室空調機内のドレン受け及びドレン配管に詰まりが認められたため、当該部を点検・清掃	D	
10	5号機	主復水器細管洗浄装置（A1）回収器ドレン弁のハンドルが空回りするため、当該ハンドルを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	5号機	活性炭ホールドアップ建屋地下1階排ガスサンプルラック前ケーブル配管のアース線外れが認められたため、当該アース線を取付	D	
12	5号機	活性炭ホールドアップ建屋1階動力用電源盤付近の床面から未使用ケーブルが出ているのが発見されたため、当該ケーブルを点検・修理	D	
13	6号機	主タービン第7軸受用リフトポンプ吐出圧力計の計器内に油のにじみが認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
14	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器加熱蒸気流量調整弁前弁において、「全開」不良（ハンドルが回らない）が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
15	6号機	エリアモニタ監視機能健全性確認検査において、検査要領書に誤記が認められたため、当該要領書を改訂及び対応検討	D	
16	集中環境施設	中央制御室・計算機室加湿器制御盤の計器保護カバーの破損が認められたため、当該カバーを交換	D	
17	その他	海生物処理設備排水処理装置の排水処理ポンプ（B）電動機の基礎部表面モルタルにひび割れが認められたため、当該部を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで